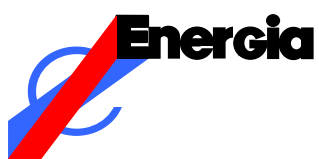


(選択約款)



ファミリータイム〔プラン I 〕

【季節別時間帯別電灯】

Energia

2027年4月1日実施

中国電力株式会社

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この選択約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (4) 当社は、この選択約款を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 適用範囲

電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款のファミリータイム〔プラン I〕（2026年11月 1 日実施。）の適用を受けている場合に適用いたします。

- (1) 別表 1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表 2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用し、かつ、

夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。

- (2) 7（季節区分および時間帯区分）に定めるデイトタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

4 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金または工事費の全額を支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

6 契約容量

契約容量は、原則として、次の（1）によってえた値に0.4を乗じてえた値が（2）によってえた値以上となる場合は、（1）によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

（1）によってえた値＋（2）によってえた値×0.1

- (1) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として供給約款の従量電灯Bの契約容量決定方法に準じてえた値
(2) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

7 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年4月1日から6月30日までの期間および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ デイタイム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ロ ファミリータイム

毎日午前8時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。

ハ ナイトタイム

デイタイムおよびファミリータイム以外の時間をいいます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表4（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表4（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表4（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,834円32銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	524円63銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

なお、デイタイムの使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月のデイタイムの使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

イ デイタイム

デイタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	48円01銭	43円20銭

ロ ファミリータイム

1 キロワット時につき	42円96銭
-------------	--------

ハ ナイトタイム

1 キロワット時につき	30円94銭
-------------	--------

9 払込票等および検針結果のお知らせ発行手数料

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、(2)に定める発行手数料を申し受けます。

なお、発行手数料は、原則として、当社が払込票等または検針結果のお知らせを発行した月の料金とあわせて支払っていただきます。

イ 供給約款29（料金その他の支払方法）（1）ロの場合（イ、ハまたはニによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）または供給約款29（料金その他の支払方法）（1）イもしくはニに該当するお客さまが希望され当社が請求書等を書面により発行する場合

ロ お客さまが希望される場合（電磁的方法によるお知らせを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）で、当社が書面により検針の結果をお知らせする場合

- (2) 払込票等および検針結果のお知らせ発行手数料

イ (1)イの場合の払込票等発行手数料は、次のとおりといたします。

1 契約 1 料金算定期間につき	80円00銭
------------------	--------

ロ (1)ロの場合の検針結果のお知らせ発行手数料は、次のとおりといたします。

1 契約 1 料金算定期間につき	80円00銭
------------------	--------

10 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間(以下「計量期間等」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計

量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

11 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の算定）に準ずるものといたします。

なお、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、次の場合ならびに（2）および（3）の場合を除き、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量（乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。）を合計した値といたします。

イ 供給約款23（検針日）（2）の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイトimeの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。

ロ 供給約款23（検針日）（7）の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイトimeの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（3）の場合を除き、取付けおよび取外しした計量器ごとに（1）に準じて計量した値を合算してえた値といたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者等は、ナイトタイム以外の時間は、適当な装置また

は計量器を用いて電気の供給を原則として遮断いたします。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者等は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を遮断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

12 電化住宅割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「電化需要」といいます。）の料金は、8（料金）（1）および（2）によって算定された基本料金と電力量料金の合計から（1）によって算定された電化住宅割引額を差し引いたものに、別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

（1）電化住宅割引額

電化住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が（2）に定める電化住宅割引上限額を上回る場合の電化住宅割引額は、（2）に定める電化住宅割引上限額といたします。

電化住宅割引額＝割引対象額×8パーセント

なお、この場合、割引対象額とは、8（料金）（1）および（2）によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

（2）電化住宅割引上限額

1 契約につき	3,300円00銭
---------	-----------

13 契約期間

（1）契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。

（2）契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称

および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

- (3) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

14 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 10（料金の算定期間）の場合で計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

15 供給の停止等

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 供給約款34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ニ お客さまがその他この選択約款に反した場合

- (3) 当社は、(1)または(2)にともなう料金の減額は行ないません。

16 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃

止期日を定めて、インターネット、電話、口頭等により当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、17（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

17 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日をお知らせいたします。

ただし、解約後、解約日当日中にお客さまがその理由となった事実を解消のうえ、解約日以降も同一の条件で需給契約を希望される場合は、解約前の契約が継続するものとみなします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) 15（供給の停止等）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社もしくは当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合またはお客さまがその他この選択約款に反した場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまが、16（需給契約の廃止）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需

給契約は消滅するものいたします。

18 需給契約に係る個人情報の第三者提供

この選択約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を当社以外の小売電気事業者等へ提供することがあります。

19 そ の 他

- (1) 当社は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化住宅割引上限額の日割計算は、別表6（日割計算の基本算式）によるものいたします。

なお、供給約款別表7（日割計算の基本算式）における検針期間は、計量期間等と読み替えるものいたします。

- (2) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、供給約款Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。この場合、当社は、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。
- (3) この選択約款に定めのない規定については、供給約款の従量電灯Bにかかわる規定を準用するものいたします。
- (4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものいたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「デイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 契 約 容 量

夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が供給約款16（従量電灯）（1）イ（イ）に該当する場合には、本則6（契約容量）（1）の値は、その最大需要容量にもとづき定めます。

なお、最大需要容量は、従量電灯Aに準じてえた値といたします。

3 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い

（1） 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、別表1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 別表1（夜間蓄熱式機器）（1）の「主としてナイトタイムに通電する機能」とは、次の場合を含みます。

（イ） お客さまが当該機器への主たる通電時間をナイトタイムとすることのできる装置を取り付けた場合

（ロ） 本則11（使用電力量の計量）（4）イまたはロの場合で、当該一般送配電事業者等がナイトタイム以外の時間に当該機器への電気の供給を遮断する装置または計量器を取り付けた場合

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、本則15（供給の停止等）（2）ロに該当するものといたします。

ニ 当社は、別表1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器

- イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- ロ オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- ハ 当社は、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 使用電力量の計量

- (1) 「特別の事情がある場合」とは、技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合をいいます。
- (2) 本則11（使用電力量の計量）（4）イおよびロの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則11（使用電力量の計量）（1）により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

5 電化住宅割引にかかわる取扱い

(1) 電化需要

- イ 当社は、電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。
- ロ 厨房設備、冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
なお、電気機器の変更などにより、本則12（電化住宅割引）の電化需要に該当しなくなったお客さまが、引き続き変更前の電化住宅割引の適用を受け料金の一部の支払いを免れた場合は、供給約款38（違約金）に準じ、違約金を申し受けます。

(2) 電化住宅割引額

- イ 電化住宅割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- ロ 電化住宅割引の適用を開始し、もしくは終了する場合、または本則14（料金の算定）（1）ロに該当する場合は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算をいたします。この場合、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

6 そ の 他

(1) ナイトタイム以外の電気の供給を遮断する装置は、託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。

(2) 需給契約が消滅した場合の別表6（日割計算の基本算式）の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 計量期間等の日数

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 暦日数

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、2027年4月1日から実施いたします。

2 10時間通電機器にかかわる特別措置

お客さまが、電気供給規程（昭和51年8月20日認可。）実施の際現に設置されている標準的な所要通電時間数が10時間の貯湯式電気温水器（以下「10時間通電機器」といいます。）を使用される場合は、当該10時間通電機器を取り外される日までの期間に限り、当該一般送配電事業者等は、毎日午前8時から午後10時までの時間の電気の供給を遮断する装置または計量器を取り付けます。

この場合、当該電力量計によって午後10時から午後11時までの時間に計量された使用電力量は、ナイトタイムに使用されたものといたします。

なお、お客さまが10時間通電機器を取り外される場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

当社は、10時間通電機器を取り外される日に、この特別措置の適用を終了いたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主としてナイトタイムに通電する機能を有すること。
- (2) (1) の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげ機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規

定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四

捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1) ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

5 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (119,000\text{円} - 79,300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月31日 までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日 までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日 までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日 までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日 までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日 までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日 までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日 までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日 までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日 までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次

のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1厘
-------------	----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1) ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

6 日割計算の基本算式

(1) 電化住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{電化住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(2) 本則14(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$